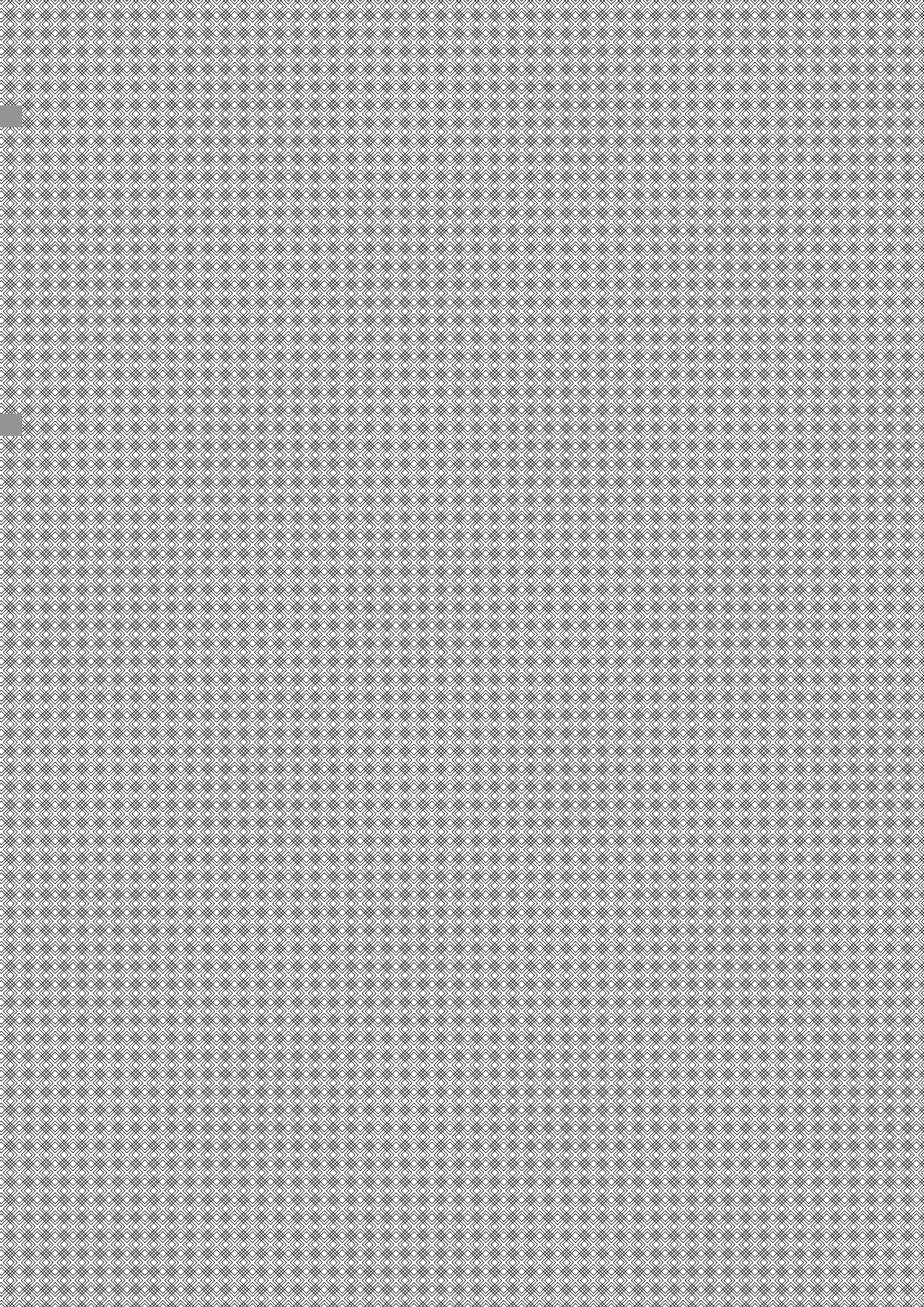


所得税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和7年4月4日現在の施行法令等によって出題されます。
なお、同日において未施行である基礎控除等の引上げについては、考慮する必要はありません。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「C1～C11」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



問 1 (30 点)

税理士であるあなたは、令和 7 年 1 月某日、給与所得者である居住者甲から、令和 6 年に行った株式等の金融商品の取引に関して、次の税務相談を受けた。

(甲の相談内容)

- ・ 国内にある金融商品取引業者 A (以下「A 証券」という。)に特定口座(源泉徴収選択口座)を開設して国内株式 X の保管を行っているところ、A 証券から令和 6 年分年間取引報告書の送付があり、同報告書の株式 X の譲渡に係る記載内容は次のとおりであった。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	500,000 円	1,500,000 円	△ 1,000,000 円

- ・ また、同報告書には、国内株式 X に係る配当等の額として 20 万円が記載されている。
- ・ A 証券には特定口座以外の口座(一般口座)も開設しており、次のとおり、同口座において国内株式 Y 及び同 Z の売却を行っている。

銘柄	売却金額	購入金額及び譲渡に要した委託手数料等	差引金額
Y (非上場)	1,000,000 円	500,000 円	500,000 円
Z (上場)	2,000,000 円	1,600,000 円	400,000 円

- ・ 国内株式 Y 及び同 Z について、配当の支払いはない。
- ・ 国内にある金融商品取引業者 B (以下「B 証券」という。)を相手方とする外国為替証拠金取引(FX)の差金等決済により、次のとおり、差益が生じている。

種類	差金等決済に係る利益の額	手数料等	差引金額
為替証拠金米ドル/円	430,000 円	30,000 円	400,000 円

- ・ 株式の売却損については、他の所得と通算できるものがあると聞いたが、実際、どのような取扱いになるのか。

上記の相談内容に関して、次の(1)～(4)の間に答えなさい。

(注 1) 復興特別所得税及び住民税並びに源泉徴収の手続について説明する必要はない。

(注 2) NISA 制度(非課税口座制度)について説明する必要はない。

(注 3) A 証券及び B 証券は第一種金融商品取引業者に該当する。

- (1) 上場株式等を譲渡した場合の課税方法(方式) ((3)の間に係る事項は除く)について、簡潔に説明しなさい。
- (2) 先物取引の差金等決済による差益の課税方法(方式)について、簡潔に説明しなさい。
- (3) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、簡潔に説明しなさい。
- (4) 国内株式 X の譲渡損失の取扱いについて、相談内容における事実関係に沿って具体的に説明しなさい。

問 2 (20 点)

業務を行う居住者の記帳義務、帳簿書類の保存義務及び当該居住者が申告書に添付すべき書類に関して、当該居住者が青色申告者とそれ以外の者の場合についてそれぞれ説明しなさい。

(注) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定について説明する必要はない。

〔第二問〕 — 50 点—

【解答に当たっての注意点】

- 1 税額等の計算に当たっては、特に問題文に指示がない場合は、本年の税額等の計算において納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められている金額が、①マイナスの場合にはその金額の頭部に「△」を付してそのマイナスの金額を、②無い場合には「0」と記入しなさい。解答する金額が「0」の場合には、その理由を「計算過程」欄に記入することとする。また、減価償却費の計算上、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げることとする。
- 2 問題文では、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」、源泉所得税及び復興特別所得税を「源泉所得税等」、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。

問

青色申告の承認を受けている居住者甲(66歳)の令和7年(以下「本年」という。)分の所得税等の計算に関する事項は、次の【資料Ⅰ】～【資料Ⅷ】のとおりである。

これらの資料に基づき、「Ⅰ 各種所得の金額の計算」、「Ⅱ 課税標準額の計算」、「Ⅲ 所得控除額の計算」、「Ⅳ 課税所得金額の計算」及び「Ⅴ 税額控除額及び税額の計算」の計算過程を問題文及び答案用紙の指示に従って明らかにして、甲の本年分の所得税等の確定申告により納付すべき所得税等の額又は還付される所得税等の額を計算しなさい。

なお、減価償却資産については本年末時点の未償却残高を答案用紙の指示に従って計算しなさい。

確定申告書は、取引を正規の簿記の原則に従って処理した会計帳簿に基づく貸借対照表及び損益計算書とともに、法定申告期限までに、電子申告により提出が行われるものとする。

【資料Ⅰ】

- 1 甲は、所有するアパート1棟(居室は10室あり、各居室の床面積は同一である。)及び貸家1棟を賃貸の用に供している。アパートの1室は、本年1月より甲と生計を一にする長男乙に貸与しており、乙が営む事業の用に供されている。貸家は、これまで自宅であった建物を本年7月より賃貸の用に供している。これらの賃貸に関し作成した損益計算書は次のとおりである。なお、賃貸料収入については前受経理を行っている。

損 益 計 算 書			
	自令和7年1月1日	至令和7年12月31日	(単位：円)
租税公課	615,000	賃貸料収入	12,800,000
修繕費	2,300,000	雑収入	1,418,685
保険料	550,000		
その他諸経費	610,000		
当年利益	10,143,685		
	14,218,685		14,218,685

2 損益計算書の賃貸料収入の内訳は次のとおりである。

(1) アパートの家賃収入 10,000,000 円

通常の契約では月々 100,000 円で契約しているが、乙及び乙の友人については月々 25,000 円で契約しており、下記(3)以外については収受すべき金額が適正に家賃収入に含まれている。なお、乙の友人は昨年から入居している。

(2) アパートの管理費収入 1,000,000 円

管理費については、アパートの賃貸借契約で家賃とは別名目で原則として月々 10,000 円と定めているが、乙及び乙の友人については、他の入居者とは異なり月々 2,500 円と定められている。なお、下記(3)以外については収受すべき金額が適正に管理費収入に含まれている。

(3) 家賃保証会社からの入金予定額 0 円

アパートの入居者からの入金がなかった 2 か月分の家賃 200,000 円及び管理費 20,000 円が、家賃保証会社から保証契約に基づいて入金される予定であるが、損益計算書には計上されていない。

(4) 貸家の家賃収入 1,800,000 円

貸家の家賃として、契約に基づき本年 7 月から令和 8 年 6 月までの 1 年分を収受している。

3 損益計算書の雑収入には、次のものが含まれている。

(1) 敷金収入 800,000 円

敷金収入は、本年中に入居した者から入居時に預かったものである。賃貸借契約において、退去時に 70 %を返金する旨が定められている。

本年 7 月に退去したアパートの入居者が、自らの過失によって居室を著しく汚したことが明らかになったので、賃貸借契約における別段の定めに基づき敷金 200,000 円のうち返金予定額を返金しないことになった。この返金不要額は、損益計算書には計上されていない。

(2) 外貨建定期預金の利息 79,685 円

大規模修繕に備えるために国内の金融機関へ預け入れている外貨建定期預金の利息(源泉所得税等及び住民税控除後)である。

(3) アパート経営に関する講演料 55,000 円

アパート経営についての講演を引き受けたことによる講演料(源泉所得税等控除前)であり、消費税等の額を控除した金額が源泉徴収の対象となっている。

(4) 為替差益 200,000 円

外貨建定期預金を本年末のTTM(電信売買相場の仲値)によって換算替えしたことによって算出された為替差益である。なお、外貨建定期預金は年末時点も継続して保有している。

4 租税公課には、次のものが含まれている。なお、固定資産税は数年前から振替納税を行っており、第一期(4 月末)の納期限に 1 年分をまとめて納付している。

(1) アパートの固定資産税 400,000 円

(2) 貸家の固定資産税 150,000 円

(3) 未使用である更地の固定資産税 10,000 円

当該更地は本年中に一般財団法人Bへ贈与している。

5 修繕費には、次のものが含まれている。

(1) アパートの退去時におけるハウスクリーニング費用 500,000 円

上記3(1)の敷金を返金しないこととなった居室のハウスクリーニング費用150,000円は含まれていない。

(2) アパートの大規模修繕に備えた修繕引当額 1,000,000 円

アパートの大規模修繕に備えて管理費収入で得た金額を外貨定期預金に積み立てている。

6 保険料には、次のものが含まれている。

(1) アパートの火災保険料 400,000 円

本年6月に一時払いで支払った本年7月から令和12年6月までの期間に係る5年分の火災保険料である。前年末の貸借対照表には本年1月から6月までの期間に対応する10室分の保険料を前払費用として36,000円計上しているが、本年の損益計算書には影響させていない。

(2) 貸家の火災保険料 100,000 円

本年1月に一時払いで支払った本年2月から令和12年1月までの期間に係る5年分の火災保険料である。

7 その他諸経費には、甲の配偶者に支払ったアパートの清掃代300,000円が含まれている。

この清掃業務は、甲の指揮監督の下で決められた時間に行われたものである。

8 次の減価償却資産に係る減価償却費は損益計算書には計上されていない。なお、減価償却資産の償却方法は選択しておらず、アパートは取得と同時に事業の用に供されている。

資産	取得年月	取得価額	法定耐用年数	備考
アパート	平成21年3月	50,000,000円	27年(金属造の住宅)	—
貸家	平成19年3月	15,000,000円	22年(木造の住宅)	(注)

(注) 貸家は、平成16年4月に新築したものを平成19年3月に中古物件として取得したものである。取得日から本年5月末日まで甲の居住の用に供し、7月1日から賃貸の用に供している。なお、取得時において使用可能期間の見積りは困難であった。

【資料Ⅱ】

1 甲は、平成19年4月1日に非上場会社であるA社に入社して使用人として勤務した後に、令和3年6月25日の株主総会で取締役役に就任し、本年3月31日に定年退職した。甲は、本年4月より同社の嘱託社員として雇用契約を締結して勤務を継続している。本年中にA社から支払を受けた給与等及び退職手当等の金額は次のとおりである。

(1) 給与等 6,750,000 円

この金額は、本年1月から3月までの役員給与(月々1,500,000円)及び4月から12月までの嘱託社員としての給与等(月々250,000円)の総額であり、この金額から源泉所得税等が181,600円、社会保険料が790,776円控除されている。

(2) 退職手当等 4,000,000円

甲は、A社から令和3年6月24日に使用人勤務期間に係る退職金8,000,000円の支給を受けている。なお、甲は、A社に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しておらず、当該退職手当等に係る源泉徴収は適正に処理されている。

2 甲は、一般財団法人Bの監事であることから、本年中に日当として車代50,000円の支払いを受けている。この車代は理事会等に出席した対価として支払われたものであって、この金額から源泉所得税等が9,000円控除されている。なお、一般財団法人Bは、法人税法別表第2に掲げられる公益法人等である。

3 甲は、A社を定年退職する際に保有するA社株式1,000株を、同社に対して、1株あたり1,500円で譲渡している。A社株式は創業者から当時の時価相当額である1株あたり250円で購入したものであって、譲渡時における所得税基本通達59-6の定めに基づく価額は1株あたり1,450円であった。譲渡直前におけるA社の発行済株式は400,000株で、そのうち5,000株は自己株式となっており、資本金等の額は197,500,000円である。なお、当該譲渡に係る源泉徴収は適正に処理されている。

【資料Ⅲ】

甲は、本年中に次の資産を譲渡している。

譲渡資産	取得年月	譲渡年月	譲渡対価	取得費	譲渡費用
家財	平成16年4月	令和7年5月	10,000円	50,000円	10,000円
絵画	平成19年4月	令和7年5月	2,000,000円	400,000円	50,000円
純金コイン	令和4年7月	令和7年7月	800,000円	450,000円	20,000円
ゴルフ会員権	令和2年5月	令和7年3月	1,000,000円	(注)	200,000円

(注) ゴルフ会員権は、甲の父が平成4年4月に1,500,000円で購入したものを令和2年5月に父からの贈与により取得したものである。贈与の際に名義書換料300,000円と父に対する謝礼10,000円を支払っている。

【資料Ⅳ】

1 甲は、甲の祖父が昭和27年12月31日以前に購入した土地を平成21年1月に相続し、未使用の更地として所有していた。当該更地について、一般財団法人Bから事業用の敷地として使用したいとの申出があったため贈与した。贈与時の時価は1,000,000円であって、祖父が購入した価額は不明である。なお、甲は、当該更地の相続登記費用として60,000円を支出している。

- 2 一般財団法人Bは、租税特別措置法第40条第1項に規定される特定一般法人(法人税法第2条第9号の2イの要件を満たす非営利性が徹底された法人)には該当しない。
- 3 当該更地は、都市計画区域内にある低未利用土地である。

【資料V】

- 1 甲は、本年から暗号資産の取引を行っており、実際に売買した暗号資産は1種類である。暗号資産の譲渡収入は11,500,000円で、購入代価の総額は15,000,000円であった。本年末に保有する暗号資産の評価額は総平均法で計算すると3,500,000円で、移動平均法で計算すると3,600,000円となる。甲が取引している暗号資産は、活発な市場が存在する暗号資産であるため、市場時価が明らかとなっており、期末時点の時価は3,100,000円である。なお、暗号資産取引に係る帳簿書類の保存がなく、暗号資産の評価方法についての届出を行っていない。
- 2 甲は、400,000円で購入した暗号資産を配偶者へ贈与している。贈与時の時価は500,000円であった。
- 3 暗号資産取引に係る支出のうちで購入代価に含まれないものには、次のようなものがあった。
 - (1) 売却手数料 50,000円
 - (2) インターネット回線利用料 60,000円インターネット回線利用料は、暗号資産取引に係る利用とそれ以外の利用が混在しており、暗号資産取引に係る利用料を明確に区分することができない。

【資料VI】

甲は、本年中に次の年金を受領している。

- 1 確定拠出年金法における老齢給付金として支給される年金 550,000円
- 2 国民年金法における老齢基礎年金 600,000円

【資料VII】

- 1 甲は、本年4月に認定長期優良住宅に該当する住宅を自己資金25,000,000円で新築し、本年6月から居住の用に供している。当該住宅の総床面積は150m²であって、標準的な費用の額は1m²あたり45,300円である。なお、令和5年及び令和6年において居住用財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用を受けていない。
- 2 認定長期優良住宅を新築したため、地方公共団体から補助金1,000,000円を受給している。

【資料VIII】

- 1 甲が本年中に支払った寄附金及び保険料は次のとおりである。

- (1) ふるさと納税 400,000 円

上記ふるさと納税の謝礼として、本年中に時価 80,000 円の返礼品を受け取り、令和 8 年 1 月に時価 40,000 円の返礼品を受け取っている。

- (2) 乙の国民年金保険料 457,770 円

本年 1 月分から 3 月分として 52,530 円を納付し、本年 4 月分から翌々年 3 月分までを 2 年前納として 405,240 円を納付している。

- (3) 生命保険料

- ① 旧一般生命保険料 50,000 円
- ② 新一般生命保険料 40,000 円
- ③ 新個人年金保険料 150,000 円
- ④ 介護医療保険料 20,000 円

2 本年末の甲の親族の状況は次のとおりである。

- (1) 甲の配偶者(60 歳)、長男乙(22 歳)、長女丙(19 歳)は甲と同居しており、生計を一にする親族である。

- (2) 甲の配偶者の本年中の収入は、甲から支払われた清掃代 300,000 円、贈与を受けた暗号資産及びパートタイム労働に係る給与収入 1,500,000 円である。なお、贈与を受けた暗号資産は本年末時点で保有している。

- (3) 乙は、青色申告の承認を受けずに個人事業主として一人で事業を営んでおり、本年中の事業所得の総収入金額及び必要経費は次のとおりである。

- ① 総収入金額は 2,000,000 円である。
- ② 乙が経費として支出した金額は 1,650,000 円である。なお、当該経費には、甲へ支払った家賃 300,000 円と管理費 30,000 円が含まれている。
- ③ 乙と甲の所得計算において、家賃、管理費、減価償却費、火災保険料及び固定資産税は、所得税法第 56 条(事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例)の適用を受ける。

- (4) 丙の収入は、アルバイト収入 1,000,000 円と源泉徴収ありを選択した特定口座に入金になった上場株式等の配当金 50,000 円のみである。

[参考資料]

1 減価償却資産の償却率表(抄)

耐用年数	旧定額法	定額法
18 年	0.055	0.056
19 年	0.052	0.053
20 年	0.050	0.050
22 年	0.046	0.046
27 年	0.037	0.038
33 年	0.031	0.031

2 給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,625,000 円以下	550,000 円
1,625,000 円超 1,800,000 円以下	収入金額 $\times$ 40 % - 100,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額 $\times$ 30 % + 80,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額 $\times$ 20 % + 440,000 円
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	収入金額 $\times$ 10 % + 1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円(上限)

3 65 歳以上の者の公的年金等控除額の速算表(抄)

(1) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
3,300,000 円以下	1,100,000 円
3,300,000 円超 4,100,000 円以下	400,000 円 + (収入金額 - 500,000 円) $\times$ 25 %
4,100,000 円超 7,700,000 円以下	1,300,000 円 + (収入金額 - 4,100,000 円) $\times$ 15 %
7,700,000 円超 10,000,000 円以下	1,840,000 円 + (収入金額 - 7,700,000 円) $\times$ 5 %
10,000,000 円超	1,955,000 円

(2) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
3,300,000 円以下	1,000,000 円
3,300,000 円超 4,100,000 円以下	300,000 円 + (収入金額 - 500,000 円) $\times$ 25 %
4,100,000 円超 7,700,000 円以下	1,200,000 円 + (収入金額 - 4,100,000 円) $\times$ 15 %
7,700,000 円超 10,000,000 円以下	1,740,000 円 + (収入金額 - 7,700,000 円) $\times$ 5 %
10,000,000 円超	1,855,000 円

4 基礎控除の控除額

納税者本人の合計所得金額	控除額
24,000,000 円以下	480,000 円
24,000,000 円超 24,500,000 円以下	320,000 円
24,500,000 円超 25,000,000 円以下	160,000 円
25,000,000 円超	0 円

5 所得税率

課税される所得金額	税 率	控除額
1,000 円から 1,949,000 円まで	5 %	0 円
1,950,000 円から 3,299,000 円まで	10 %	97,500 円
3,300,000 円から 6,949,000 円まで	20 %	427,500 円
6,950,000 円から 8,999,000 円まで	23 %	636,000 円
9,000,000 円から 17,999,000 円まで	33 %	1,536,000 円
18,000,000 円から 39,999,000 円まで	40 %	2,796,000 円
40,000,000 円以上	45 %	4,796,000 円

6 配偶者控除の控除額

納税者本人の合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
9,000,000 円以下	380,000 円	480,000 円
9,000,000 円超 9,500,000 円以下	260,000 円	320,000 円
9,500,000 円超 10,000,000 円以下	130,000 円	160,000 円

7 配偶者特別控除の控除額

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		9,000,000 円以下	9,000,000 円超 9,500,000 円以下	9,500,000 円超 10,000,000 円以下
配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	480,000 円超 950,000 円以下	380,000 円	260,000 円	130,000 円
	950,000 円超 1,000,000 円以下	360,000 円	240,000 円	120,000 円
	1,000,000 円超 1,050,000 円以下	310,000 円	210,000 円	110,000 円
	1,050,000 円超 1,100,000 円以下	260,000 円	180,000 円	90,000 円
	1,100,000 円超 1,150,000 円以下	210,000 円	140,000 円	70,000 円
	1,150,000 円超 1,200,000 円以下	160,000 円	110,000 円	60,000 円
	1,200,000 円超 1,250,000 円以下	110,000 円	80,000 円	40,000 円
	1,250,000 円超 1,300,000 円以下	60,000 円	40,000 円	20,000 円
	1,300,000 円超 1,330,000 円以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円

